

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

告 示

鳥取県告示第五百五十七号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年三月十一日から施行する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

- 宮城県遠田郡 同県名取郡 栃木県芳賀郡 東京都江戸川区 山梨県東八代郡 同県北巨摩郡 徳島県板野郡 熊本県熊本市 同県下益城郡 同県阿蘇郡 同県菊池郡

鳥取県告示第五百五十八号

西、桂見土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第一号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

◇ 告 示 昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正

正

土地改良区の解散

土地改良事業の認可

〃

〃

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

正

家畜伝染病予防法による肝てつ検査の実施

飼料の分析検査の概要

◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

◇ 公 告

消防設備士試験の実施

◇ 正 誤

昭和四十四年二月鳥取県告示第四百四十四号中訂正

鳥取県告示第五十九号

羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(羽合浜地区畑地かんがい)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月六日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良(美好地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十一号

赤碓町長から申請のあつた町営土地改良(松ヶ谷地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十四年三月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年三月十一日から施行する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表

- 栃木県足利市 神奈川県津久井郡 同県小田原市 山梨県南巨摩郡 同県西八代郡 同県韮崎市 同県東山梨郡 静岡県駿東郡 長野県小県郡 富山県小矢都市 福井県鯖江市 滋賀県長浜市 山口県山口市 高知県高知市 鹿児島県薩摩郡

鳥取県告示第六十三号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、肝てつ検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 肝てつ症予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
 五 検査の方法 皮内反応及び虫卵検査
 別表

肝てつ検査

実施期日	実施区域	実 施 場 所
三月二十六日	大 栄 町	西高尾、東高尾、上種、亀谷検診場
"	東 伯 町	上伊勢、美好、上光好
三月二十七日	大 栄 町	妻波、大谷、由良別所
"	東 伯 町	倉坂、上郷農協、下法万
三月二十八日	赤 碓 町	八幡、笹津、梅田
"	関 金 町	浅井、郡家、金屋

鳥取県告示第百六十四号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき昭和四十三年十二月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料名	登録番号	検査結果			収去年月日 その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料成鶏用16S号マッシュ	5,156	16.0 16.4	3.5 4.7	7.0 3.0	昭和43年12月24日
神戸市葦合区小野浜町1の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印大雑育成用完全配合飼料 日清印中雑育成用完全配合飼料	3,429 4,552	14.0 14.3 17.0 17.6	3.0 3.2 3.0 3.1	7.0 4.1 6.0 2.9	昭和43年12月24日 米子市灘町3丁目102 島根飼料畜産株式会社米子営業所
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 マルマス印完全配合飼料成鶏用タカラマッシュ	5,311	17.0 17.9	3.0 3.6	7.0 3.2	昭和43年12月25日 鳥取市富安 中村産業株式会社
倉敷市水島海岸通り3丁目3 丸紅飼料密産株式会社水島工場 マルベニ印完全配合飼料成鶏育成用ベニマッシュ	4,912	15.0 16.1	3.0 3.9	7.0 3.1	昭和43年12月25日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅畜産飼料株式会社
小野市黍田町沖中曾根398の2 全国酪農業協同組合連合会関西工場 乳牛用完全配合飼料全酪2号	5,375	16.0 18.4	2.0 3.2	10.0 5.5	昭和43年12月25日 東伯郡東伯町保57番地 大山乳業農業協同組合
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料中雑用1号 くみあい標準配合飼料大雑用1号 くみあい標準配合飼料成鶏用17S号マッシュ	5,555 3,943 5,158	17.0 17.5 14.0 14.7 17.0 17.1	3.0 4.0 3.0 3.7 3.5 4.3	5.0 3.3 7.0 4.1 7.0 2.9	昭和43年12月26日 米子市昭和町 経済連米子支所倉庫

(備考) 検査結果の成分検査の欄中、上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表 示 区 分	検 査 結 果		検 査 結 果		収 去 年 月 日 そ の 他 特 記 す べ き 事 項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料種鶏用1号	表	17.0	3.0	7.0	11.0	昭和43年12月24日
		17.4	3.4	3.1	7.1	
		15.0	2.0	11.4	10.0	
		15.1	3.9	8.0	8.4	
くみあい配合飼料乳牛用山陰特号	表	12.0	2.0	4.2	8.0	
		12.1	4.8	4.2	7.9	
くみあい配合飼料肉牛用3号	表	14.0	2.0	9.0	9.0	
		14.5	2.9	5.9	6.3	
神戸市兵庫区川中町43の16 丸紅飼料畜産株式会社神戸工場 マルベニ印完全配合飼料成鶏用ハイレイヤー	表	16.0	4.0	5.0	11.0	昭和43年12月25日 鳥取市東品治町15番地 鳥取丸紅飼料畜産株式会社
		16.4	4.2	3.8	10.8	
名古屋市港区潮見町37の15 リノール油脂株式会社神戸工場 脱 脂 大 豆		46.0			5.6	昭和43年12月25日 東伯郡東伯町保37番地 大山乳業農業協同組合
神戸市長田区駒ヶ林南町1番地 日本配合飼料株式会社神戸工場 乳牛用伯耆大山号	表	17.0	1.5	12.5	10.0	昭和43年12月25日 東伯郡東伯町保37番地 大山乳業農業協同組合
		18.0	2.0	11.4	8.5	
鳥取県境港市外江町3743番地の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料子豚用	表	16.0	3.0	6.5	8.0	昭和43年12月26日 米子市昭和町 経済連米子支所倉庫
		16.9	3.9	3.1	5.2	

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等及び表示票を附した飼料を示し、空白はそれら以外の飼料を示す。
 検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は、「以上」及び「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は、「以下」を示し、下段は、分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中、場所の表示のあるものは、当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四号

昭和四十四年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十四年三月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一 日時 昭和四十四年三月十二日午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 選挙管理事務の進捗

公 告

消防法（昭和25年法律第186号）第17条の7第1項に規定する消防設備士試験を実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の11の規定により公告する。

昭和44年3月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

ア 試験の日時

イ 筆記試験 昭和44年3月25日午前9時から

(イ) 実技試験 昭和44年4月22日又は23日のうち筆記試験結果通知書によつて通知する日時

1 試験の場所

(イ) 筆記試験 鳥取市東町1丁目305番地 自治公館大会議室

(イ) 実技試験 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験の種類

ア 甲種消防設備士試験（以下「甲種試験」という。）

イ 乙種消防設備士試験（以下「乙種試験」という。）

受験できる種類及び指定区分の数は制限しないが、同一指定区分に係る試験は、甲種試験又は乙種試験のうちいずれか一つしか受けることができない。

3 試験の方法

試験は、筆記試験及び実技試験の方法により行なう。

4 受験手続

ア 受験願書の受付期間

昭和44年3月14日から昭和44年3月19日まで（郵送の場合は、昭和44年3月19日までの日付けの消印のあるものは有効とする。）

イ 受験願書の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方課消防係

ウ 提出書類等

(イ) 受験願書

所定の用紙により、試験の種類及び指定区分ごとに提出すること。

(イ) 受験資格を有することを証明する書類

00983

(ウ) 写真1枚

受験願書提出前6月以内に撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルの正面上半身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの

(ロ) 受験手数料及びその納付方法

a 受験手数料

甲種試験 1,500円

乙種試験 1,000円

b 納付方法

aに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはりつけて納付すること。この場合、消印しないこと。

c 既納の手数料は、申込みを取消し、又は受験しなかった場合でも返還しない。

5 その他

ア 受験願書は、各市消防本部又は鳥取県総務部地方課に請求すること。

イ その他不明の点は、鳥取県総務部地方課に問い合わせること。

正 誤

昭和四十四年二月鳥取県告示第百四十四号(土地区画整理組合の理事の氏名等について)中次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 終わりから三 生田 比々石井 生田 比々石井

七百三十四番地 七百三十四番地 佐藤徳治 奥谷 六百二十三番地